

# 下田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定（令和5年3月13日改訂）

## （1）いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

『いじめ防止対策推進法第2条』にもあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該の児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

### ② 基本的な理念

いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、本校の児童支援専任等の職員を中心に構成されるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）を中核として、教職員の一致協力体制を確立し、保護者や地域、関係機関と連携を取りながらいじめ防止対策に取り組んでいきます。

- 命を大切にし、自他の生き方を尊重する思いやりのある豊かな心を育み、「だれもが安心して 豊かに」学校生活を笑顔で送ることができる学校づくりをします。
- 子どもが心身の苦痛を感じるいじめは、最も身近で深刻な人権侵害であるという認識に立ち、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及びいじめへの適切な対処・措置について、全職員が一致協力して組織的に全力で取り組みます。
- いじめ事案に中核となって取り組むいじめ防止対策委員会を設置するとともに、保護者や地域、関係機関と連携を取りながら、いじめ対策に組織的に取り組みます。

## （2）いじめ防止対策委員会

### ① 委員会の構成員

校長・副校長・教務主任・児童支援専任・学年主任、該当学年担任、養護教諭等の複数の職員によって構成します。（必要に応じて心理や福祉等の専門家との連携を図ります。）

### ② 委員会の運営

「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回定期的に開催します。

また、いじめが疑われる場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催します。その際、校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理をします。

### ③ 委員会の活動内容

#### ○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行います。
- ・いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知します。

#### ○早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見、事例対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録し共有します。**毎月、アンケートを実施し、児童の心の声に気付くようにします。**
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をします。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

#### ○取組の検証

- ・いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。
- ・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に関わる校内研修の企画し、計画的に実施します。
- ・いじめ防止基本方針が学校の事情に即して適切に機能しているかについての点検といじめ防止基本方針の見直しを行います。

### (3) いじめ未然防止・早期発見・事案対処

#### ① 未然防止

##### 【学校として】

- 社会体験や交流体験などの宿泊を伴った学習や異学年や地域・社会との交流を進め、自らの存在の意義・やり甲斐、協力の喜びや成就感を味わえる活動を行います。
  - ・遠足、宿泊体験学習の実施
  - ・地域の施設との交流（すいらん・デイケア・下田活動ホーム等）
  - ・なかよし活動の実施

##### **※本年度は、状況によって実施**

#### ○日常の授業を大切にします。

- ・日頃から一人一人を認め合う授業を展開していきます。
- ・重点研究等を実施し、より児童が主体的に学習し「できた。」「わかった。」などの喜びを感じる学習ができるよう研究を深めます。
- ・メンターチームの研修を実施し、若手教員の力量を高めます。

○道徳・人権教育の充実を図ります。

- ・児童・保護者の参加した外部講師による人権講演会を実施します。
- ・携帯電話やスマートフォンなどのSNSやインターネット等の利用について外部講師による指導を行います。

○子ども一人一人の心を大切にアンケートや、子どもに対する個人面談を定期的に実施し、児童一人一人の状況を把握し対応します。

#### 【保護者として】

- 家庭が、子どもたちにとって安心して過ごせる場所となるようにしていきます。
- 子どもとの会話やスキンシップを大切にして、子どもたちの理解に努めます。
- 人として自分たちの言動に気を付けるとともに、子どもたちへも言葉遣いなど日常の言動に気を付けさせるとともに、**相手を思いやる気持ち**を常に学校や地域と連携して育てていきます。

#### 【児童として】

- 日々の生活の中でいじめに発展することも多く自らを見つめ行動を見直していくことで、常に互いに認め合い助け合えるようにしていきます。
- いじめない。いじめに気付いたらみんなで止め、大人や友達に相談するなどいじめを許さないようにしていきます。
- 児童会の活動をより活発にしていきます。「あいさつ運動」をはじめ「なかよし活動」などを行ってみんなで仲良くできるようにしていきます。

#### 【地域・関係機関】

- 地域コーディネーター、自治会などを始め様々な地域の方と連携するとともに、学校運営協議会や学援隊、学校家庭地域連絡協議会、学校警察連絡協議会などの各行事や各種会合での学校との情報交換を通して、児童の健全育成に努めます。

#### ※本年度は、状況に応じて実施

#### ② 早期発見・早期対応の在り方

- 児童を日頃より観察し声かけをすることによって、児童との信頼関係を築き、相談活動を行い、向かい合っていきます。
- 定期的なアンケートを実施し、それを基に面談を行い児童の状況を把握し早期発見に努めます。
- 日頃から保護者との連携を図り、児童の様子など連絡を取り合っていきます。
- 教科担任制の生かし、職員間での情報共有を密にし、組織的な対応の充実を図ります。

### ③ いじめに対する措置

- いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、情報の収集や初期の対応をするとともに、直ちに全ていじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校で組織的に対応します。いじめ防止対策委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断して、いじめであると判断されたら、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援など、問題の解消までこの委員会が中心となって行います。
- いじめを行った児童に対する指導だけではなく、周囲の児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行い、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせます。
- 通常考えられるいじめ対応はこの委員会が行い、いじめが「重大な事態」とされた場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童・保護者に対しても事実関係を報告します。
- 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて警察署等の関係機関や外部の専門機関と連携を図り、事案に対応します。

### ④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、「いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること」また、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」、保護者の承諾があること、この3つの要件が満たされていることです。

### ⑤ 教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高めるために、いじめ防止・対応研修や、職員人権研修、児童理解研修を実施し、教職員等が迅速に対応できるスキルを伸ばしていきます。

### ⑥ 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱えている課題等を、保護者・地域と共有し、連携・協働して取り組んでいきます。

⑦ 令和5年度年間計画

4月	児童の引き継ぎ、個別の教育支援計画・個別の指導計画の引き継ぎ 月末にアンケート実施（毎月開催）
5月	年間計画や重点指導内容等の確認、いじめ防止対策委員会（毎月開催） 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート） 日吉台西中ブロック定例会①
6月	児童理解研修（職員会議）、YP アセスメント実施（1回目）
7月	個人面談、横浜子ども会議中学校ブロック話し合い 自殺予防研修、日吉台西中ブロック定例会②
8月	いじめ防止校内研修、横浜プログラム研修 横浜子ども会議 港北区交流会
9月	不登校児童理解研修
10月	人権講演会、YP アセスメント実施（2回目）、小中交流会
11月	いじめ解決のための生活アンケート（2回目）
12月	人権週間、いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名アンケート） 個人面談、日吉台西中ブロック定例会②
1月	スマホ・ケータイ安全教室、幼保小交流
2月	小中交流会、幼保小交流
3月	基本方針の見直し、新年度への引継ぎ（幼稚園、保育園、中学校等）
通年	横浜プログラム実施、スクールカウンセラーによる相談

◎毎月のいじめ防止対策委員会の他に、必要に応じて臨時で、いじめ対策委員会を開催します。

(4) 重大事態への対応

【重大事態の定義】

いじめ防止推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告します。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。